（地方公務員等共済組合法の一部改正）

**第十五条**　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第三号中「失踪」を「失踪」に改める。

第七十八条第一項第一号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同条第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第八十条の二第一項ただし書中「ときに、」の下に「他の年金である給付（」を加え、「以下この条において同じ。）」を「）、」に、「以下この条において同じ。）若しくは」を「）又は」に、「以下この条において同じ。）の」を「）をいう。以下この条において同じ。）の」に、「障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付」を「他の年金である給付」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一　退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金である給付の受給権者となつた者　他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

二　五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。）　五年を経過した日

第九十九条第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「（組合員期間等が二十五年以上である者に限る。）」を加える。

第九十九条の四第一項中「祖父母」の下に「（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項ただし書中「その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間」を「夫に対する遺族共済年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するとき」に改め、同条第二項中「妻」を「配偶者」に改め、「遺族共済年金が」の下に「第七十六条の二第一項若しくは第二項、前項本文、」を加え、同条第三項中「妻」を「配偶者」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「妻」を「配偶者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第四項前段」を削り、同項を同条第五項とする。

第百十四条の二第一項中「組合員（」の下に「次条の規定の適用を受けている組合員及び」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

五　当該組合員が次条の規定の適用を受ける産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を開始したとき。

第百十四条の二の次に次の一条を加える。

（産前産後休業期間中の掛金の特例）

**第百十四条の二の二**　産前産後休業をしている組合員（第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、第百十四条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

第百十六条第一項及び第百四十四条の十二第一項中「第百十四条の二第一項」の下に「及び第百十四条の二の二」を加え、「及び同条第二項」を「並びに第百十四条の二第二項」に改める。

附則第十八条第八項中「第百十四条の二第一項」の下に「及び第百十四条の二の二」を加える。

附則第十九条第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第二十条の二第一項中「受給権者」の下に「（第六項において「退職共済年金の受給権者」という。）」を、「、第五項」の下に「、第六項」を加え、「附則第二十四条の三第一項において」を「第六項及び附則第二十四条の三第一項において」に改め、同条に次の一項を加える。

6　退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。

一　退職共済年金の受給権者となつた日において、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（次号及び第三号において「障害共済年金等」という。）を受けることができるときに限る。）。

二　障害共済年金等を受けることができることとなつた日において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、組合員でないとき。

三　組合員の資格を喪失した日（引き続き組合員であつた場合には、引き続く組合員の資格を喪失した日）において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金等を受けることができるときに限る。）。

附則第二十八条の四第一項中「、第七十八条」及び「及び附則第十九条」を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける者」を「前項に規定する警察職員」に改める。

附則第二十八条の九の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、」に改め、「ものである」、「、第七十八条」及び「及び附則第十九条」を削る。

附則第二十八条の十の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合員期間等が二十五年未満である」に改める。

附則第二十八条の十三第一項中「二十五年」を「十年」に改め、同項第四号を削る。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

**第十六条**　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第二項中「、新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第四項中「前三項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員、第二項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員」に改める。

第九条第一項中「、新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第三項中「前二項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員」に改める。

第十条第一項から第三項までの規定中「、新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第四項中「前三項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する更新組合員、第二項に規定する場合における同項に規定する更新組合員若しくは同項に規定する更新組合員以外の者又は前項に規定する場合における同項に規定する更新組合員若しくは同項に規定する更新組合員以外の者」に改め、同条第五項中「更新組合員以外の者で第二項又は第三項の規定の適用を受けるもの」を「第二項に規定する場合における同項に規定する更新組合員以外の者又は第三項に規定する場合における同項に規定する更新組合員以外の者」に改める。

第十一条の前の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「、新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削る。

第四十八条第一項中「、新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第三項中「前二項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員」に改める。